

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月17日 10時00分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第3区 尾道灯台から真方位020° 310m付近 (概位 北緯34° 24.3′ 東経133° 11.8′)
事故の概要	旅客フェリー第拾貳小浦丸は、北進中、また、漁船第三和丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月20日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客フェリー 第拾貳小浦丸、125.69トン 110723、個人所有 B 漁船 第三和丸、4.9トン HS3-50325（漁船登録番号）、個人所有 第273-10501号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部上縁材に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 西流約0.6ノット (kn)
事故の経過	A船は、船首及び船尾にプロペラ、舵及びランプウェイを有する双頭船であり、船長Aほか2人が乗り組み、旅客8人を乗せ、車両6台及びオートバイ1台を積載し、広島県尾道市尾道駅東側の棧橋に向け、出港した。 A船は、尾道市向島の棧橋を離れ、向島側の推進器を使用し、約4.2～4.3knの対地速力で自動操舵により尾道水道を北進していた。 船長Aは、船橋甲板にある操舵室に設置された操縦席に腰を掛けて航行中、左舷船首至近にB船を認めたので、右舵を取り、機関を後進にかけたものの、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 A船は、操縦席に座った状態では、船橋甲板の下の遊歩甲板により、左舷方（左舷正横から船首方に約60°の範囲）に死角が生じていたので、船長AはB船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、機関を中立として船首を東方に向け、船長Bが左舷方を向き、一本釣り漁をしながら漂泊していた。</p> <p>B船は、船長Bが、漁場を移動しようと右舷方を見た際、B船に接近するA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、左舷方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、釣りに集中して漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、左舷方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、釣りに集中して漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体構造物などにより死角が生じている場合は、死角を補う見張りをを行うこと。 ・ 船長は、漂泊中であっても、周囲の適切な見張りを行い、他船の早期発見に努めること。